



市・県民税の申告は 正しくお早めに!

住民税(市・県民税)
申告期間は
2月16日から3月15日まで

平成22年度(平成21年中の所得に対する)住民税の申告受付が始まります。

住民税の申告は、平成22年度住民税(市・県民税)の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定を行う上での重要な資料となります。申告が必要な方は、3月15日までに必ず申告してください。

住民税の申告

平成22年1月1日現在、下田市にお住まいの方は原則として住民税の申告書を提出していただくことになります。

申告が必要な方

- ▽営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▽公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
- ▽給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- ▽給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃等の不動産収入・配当(特定配当等、申告不要の配当を除く)など

どの所得があった方

▽平成21年中に会社等を退職した方(再び就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている場合を除く)

▽国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)

▽ご家族の扶養になっている、仕事がなかったなど収入のなかった方も申告してください。

申告をしなくてもよい方

- ▽平成21年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽会社を通じて市へ給与支払報告書が提出されている方(給与以外に所得がなく、年末調整済みの方)

申告に必要なもの

- ▽認印
- ▽給与・公的年金等の源泉徴収票
- ▽給与と公的年金以外の収入がある方は、平成21年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの
- ▽各種控除を受ける場合は次の書類

- ・配偶者特別控除
- ・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料控除
- ・国民年金・国民健康保険税などの払込証明書
- ・社会保険料控除のお知らせ
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の社会保険料控除のお知らせを1月末頃に郵送させていただきました。また、お手元にそのお知らせが届かない方は税務課までお問い合わせください。
- ・生命保険料・地震保険料控除
- ・保険料の払込証明書
- ・医療費控除
- ・支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書
- ※領収書等は整理し、支払った医療費・交通費の明細を便箋等に受診者ごとに病院別、日付順に記入のうえ持参してください。(合計額を必ず計算しておいてください)
- ・障害者控除
- ・身体障害者手帳、療育手帳など
- ※その他の控除についてはお問い合わせください。

市・県民税のおもな納税方法

普通徴収
市役所から各個人あてに6月初旬に送られる納税通知書に添付してある納付書により、通常6月、8月、10月、翌年1月の年4回の納期に分けて各個人が納める方法です。

給与からの特別徴収
会社員等の給与所得者の市・県民税は、市役所から各人ごとの税額を給与支払者(会社等)に通知し、会社等が6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与から差し

引いて納めます。会社を通じて交付される「給与所得等に係る市・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」で、税額を確認してください。

公的年金からの特別徴収制度が始まります

下田市においては合併協議中だったことなどの理由により、平成21年度は公的年金から住民税を天引きする特別徴収を行いませんでしたが、平成22年10月より公的年金からの特別徴収を行います。

今年から市県民税の申告書を郵送します

前年に市県民税の申告書にて申告をしていた方には、今年から申告書を送付させていただきます。郵送か申告会場にて提出してください。

住宅借入金等特別税額控除の適用対象者が拡大されました

所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅借入金等特別税額控除可能額が控除しきれなかった方のうち、

平成22年度 市・県民税申告受付日程

月 日	受付地区	会 場	受付時間
2月16日(火)	須原	須原公民館	9:30~14:00
2月17日(水)	北湯ケ野	北湯ケ野公民館	9:30~11:00
	加増野	加増野憩いの家	13:30~14:30
2月18日(木)	荒増・堀之内・箕作・相玉・権原・宇土・金・落合	基幹集落センター	9:30~15:00
2月19日(金)	横川	横川諏訪神社	9:30~15:00
2月22日(月)	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30~11:30
	田牛	田牛区集会所	13:30~15:00
2月23日(火)	吉佐美	朝日公民館	9:30~14:00
2月24日(水)	須崎	須崎漁民会館	9:30~14:00
2月25日(木)	柿崎	柿崎公民館	9:30~14:00
		外浦区集会所	9:30~14:00
3月1日(月)	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
3月2日(火)			
3月3日(水)	白浜	白浜公民館	9:30~11:30
		板戸公民館	13:00~15:00
3月4日(木)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30~15:00
3月5日(金)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:00~15:00
3月8日(月)	大沢	上大沢区集会所	10:00~11:00
		下大沢農産物集荷所	13:00~14:00
3月9日(火)	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00~16:00
3月10日(水)	一・二・三丁目		
3月11日(木)	東本郷・武が浜		
3月12日(金)	西本郷・敷根		
3月15日(月)	全地区		

例年3月になりますと市役所大会議室の会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。申告はお早めをお願いいたします。

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な方

- 〈給与所得者の場合〉
- ▽給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▽2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▽給与の年収が2,000万円を超える方 など
- 〈自営業者等の場合〉
- ▽所得の合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告すれば所得税が戻る方

- 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ▽ローンにより住宅を取得した方
- ▽一定の額以上の医療費を支払った方
- ▽年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方 など

確定申告の受付

税務署の確定申告相談は
2月16日(火)から
下田税務署の確定申告相談を、道の駅「開国下田みなと」で行います。期間中は、下田税務署での確定申告相談を行いませんのでご注意ください。

期間 2月16日(火)~3月15日(月) (土日を除く)

受付時間 午前9時~午後5時
場所 道の駅「開国しもだみなと」2階特別展示室

問合せ先
市県民税の申告については
税務課市民税係 ☎22218
所得税の確定申告については
下田税務署 ☎220185